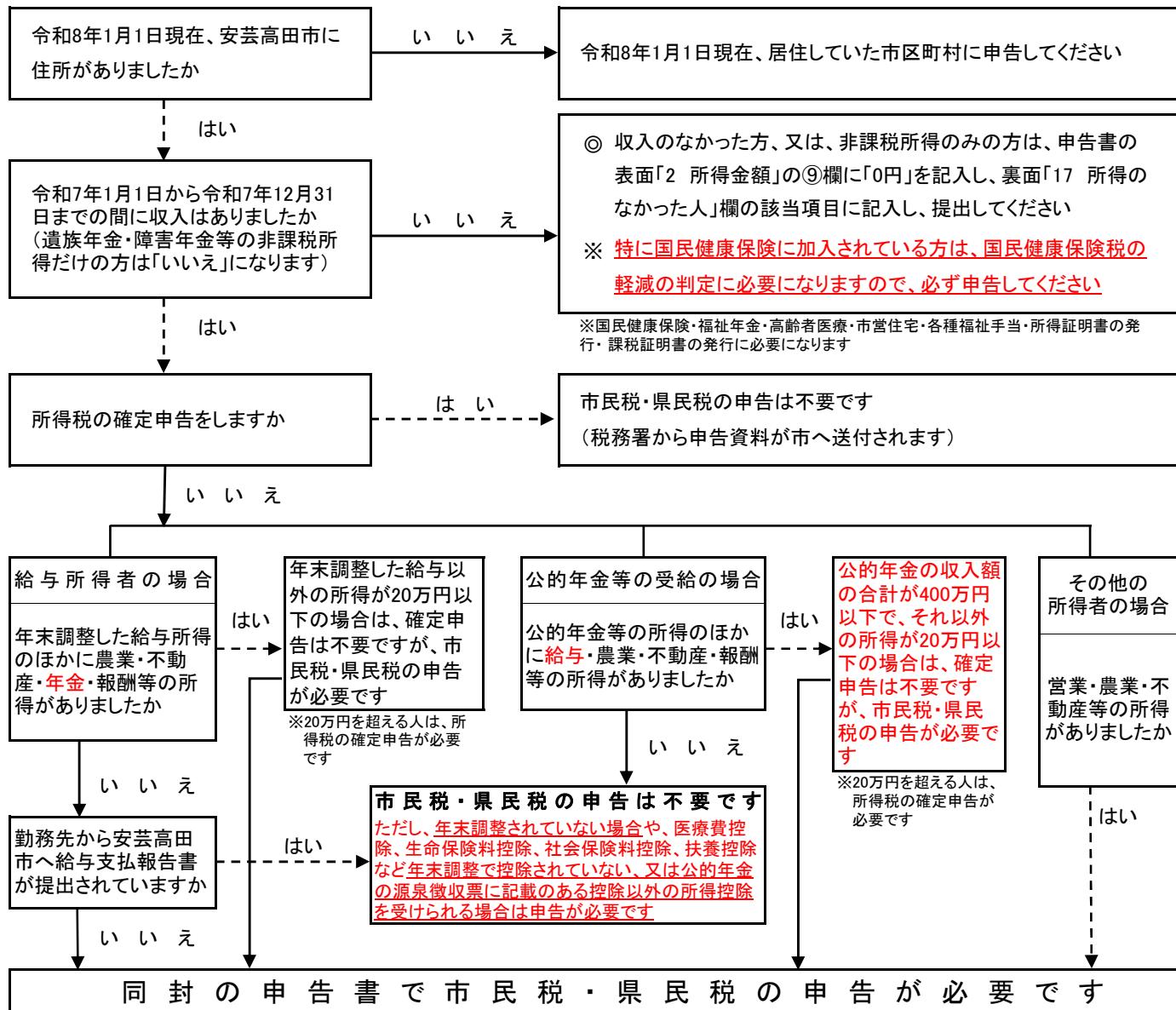


令和8年度(令和7年分所得) 市民税・県民税・国民健康保険税 申告のフローチャート

市税の申告につきましては、毎年、市民のみなさまにご協力いただきありがとうございます。
今年も申告の時期となりました。市民税・県民税・国民健康保険税の申告書を送付いたしますので、このフローチャート及び別紙の「申告の手引き」をご参考いただき、申告の必要な方は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の収入等を必ず申告してください。

安芸高田市長(市民部税務課)



- なるべくご自身で申告書をお書きください。
 - 申告相談会を行いますが、長時間待っていただく可能性がありますので、別紙「申告の手引き」をご参考いただき、ご自身で記入のうえ、同封の返信用封筒で提出をお願いいたします。
(申告相談会の日程については広報あきたかた及び安芸高田市ホームページでおしらせします。)
- 申告書は原則郵送で提出してください。**
 - できるだけ安芸高田市市民部税務課へ郵送で提出いただきますようご協力をお願いします。
 - 記載等に不備があった場合は電話で内容を確認させていただきますので、必ず昼間につながる電話番号をご記入ください。
 - ご自身での申告書の記入が難しい場合や不明な点があれば、令和8年2月16日以降に申告相談会場へお持ちください。
- 郵送での申告書の提出の場合、所得・控除を証明する書類の写しを同封してください。
 - 源泉徴収票、生命保険料、損害保険料等の控除証明書、社会保険料、医療費控除の明細書、寄付金控除証明書等。
(証明書等は写しの添付で問題ありません。また、郵送で提出される方で添付書類等の返送を希望される場合は、「返送希望」と記載し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。)

申告書の受付期間 令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)